

3. 利用料金

(1) 介護給付によるサービス（基本的なサービス費）日額

状態区分	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）
要支援 2	817円	1,633円	2,450円
要介護 1	821円	1,642円	2,643円
要介護 2	859円	1,718円	2,577円
要介護 3	885円	1,770円	2,655円
要介護 4	903円	1,805円	2,708円
要介護 5	921円	1,842円	2,763円

(2) その他介護給付サービス加算

加算項目	1割負担額	2割負担額	3割負担額	加算条件	適用
初期加算	33円/回	66円/回	99円/回	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合30日を限度として加算。	○
医療連携体制加算（Ⅰ）1	63円/日	125円/日	187円/日	事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置。	-
医療連携体制加算（Ⅰ）2	43円/日	85円/日	128円/日	事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置。	-
医療連携体制加算（Ⅰ）3	43円/日	85円/日	128円/日	事業所の職員として、又は病院、診療所等との連携により、看護師を1名以上確保。	○
医療連携体制加算（Ⅱ）	6円/日	11円/日	17円/日	医療的ケアが必要な状態の者が1人以上であること。	-
退居時相談援助加算	436円/回	872円/回	1,308円/回	利用者1人につき1回を限度。	○
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	4円/日	7円/日	10円/日	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方、1人1日当たりに加算。	○
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	24円/日	48円/日	72円/日	介護福祉士70%以上または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上	-

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	20円/日	40円/日	59円/日	介護職員の60/100以上が介護福祉士であること。	—
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	7円/日	13円/日	20円/日	以下のいずれかに該当する。介護職員の50/100以上が介護福祉士。常勤職員75/100以上。勤続7年以上30/100以上。	○
若年性認知症利用者受入加算	131円/日	262円/日	393円/日	65歳の誕生日の前々日までの利用者様が対象。	○
看取り介護加算	79円/日 157円/日 742円/日 1,396円/日	157円/日 314円/日 1,483円/日 2,791円/日	236円/日 471円/日 2,224円/日 4,186円/日	死亡日以前31～45日 死亡日以前4～30日 死亡日以前2又は3日 死亡日 医師が回復の見込みがないと判断した者に対し、職員、看護師等が協力し、随時介護が行われていること。医療連携体制加算を算定していること。	○
口腔衛生管理体制加算	33円/月	66円/月	99円/月	口腔ケアに係る技術的助言及び指導を訪問歯科より受けること。	○
栄養管理体制加算	33円/月	66円/月	99円/月	管理栄養士が栄養ケアに係る技術的助言及び指導を行うこと。	○
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	22円/6ヵ月	44円/6ヵ月	65円/6ヵ月	口腔の健康状態のスクリーニング（検査）及び栄養状態のスクリーニングを行うこと。	○
科学的介護推進体制加算	44円/月	87円/月	131円/月	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出。	○

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

上記（1）（2）から算出された単位数にサービス加算率（17.8%）を乗じた単位数で算定。

※上記（1）（2）（3）の介護給付サービス金額には地域区分（特別区）適用率10.90を乗じています。また、職員の配置状況により、算定される加算が変更になる場合があります。

（4）介護保険の 給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者の負担となります。

① 家賃

月額 95,000円

② 食材料費

1日あたり 1,000円

③ 水光熱費

月額 20,000円

④ 管理共益費

月額 20,000円

⑤ その他の料金（一例）

レクリエーション等	材料費他実費相当
行政手続き代行等	交通費等実費相当
退去時費用	下記の第5項に示します。

⑥ 預り金管理料 100円/日

原則、利用者自らが現金の保管及び管理をする事としますが、利用者の心身の状況や家族の事情等により、管理することが困難な場合において依頼に基づき現金を預かります。